

九州支部設立に向けて

会員 松尾 憲一郎



1. 九州支部設立構想が陽の目を見たのは、私が日本弁理士会の副会長職にあり、それも在職残り少い平成16年（2004年）の3月頃であった。

それに遡ること2ヵ月前に、実は当時の正副会長会で福岡市の九州部会室に専任の事務員を一名常駐させる提案が承認されていた。

九州部会室に専任の事務員が常時待機し、九州部会員への連絡事項等九州部会の活動を専属的に行うスタッフががいるということは、実は大変な画期的出来事なのである。

地区部会にとっては単に「事務員が常時います」という表現では言い尽くせない程の奇想天外な出来事なのである。

最近の知財の隆盛をみると地域での知財活性化は避けて通れない重要な活動の一つである。

知財基本法の流れや知財推進計画の目標等に鑑みると、地方大学の知財支援、地方中小企業への知財啓発促進等は急務である。

しかし、九州部会が九州地域においてこのような活動を行おうとすればする程、九州部会の姿が透明化してぼやけてくる。

何故か？ 外部から九州部会へアクセスする拠点が無いからである。部会長個人が九州部会へのアクセス代行を行うとしても業務に限度があり、毎年部会長は変るために定常的なアクセスポイントを構築できない。

九州部会室における事務員の設置は、このような事態を完全に打破し、更なる将来の知財上昇機運のきっかけとなる画期的手段なのである。（この辺の事情は今後の全国アクセスポイント設置にそのまま適合するため、あえて記述させていただいた。）

2. このように九州部会に専任事務員が常時待機する状況が承認されたのが平成16年（2004年）2月頃である。

これと前後して、この専任事務員設置を更に進めると「九州支部」設置に繋がるのではないかという雰囲気は正副会長会の中にも醸製されつつあった。

このような状況の中で、今でも忘れ得ない「早朝会談」が行われた。丁度平成16年（2004年）3月初旬に日本弁理士会と中国の専利代理人協会の交流会が北京で開催され、その最終日に上海へ立寄った。

翌日、早朝に私の部屋に当時の次年度（平成16年度）総括副会長の佐藤辰彦先生（現・日本弁理士会会長）から電話がかかった。「朝食を一緒にしよう。」との電話に飛起きてレストランに赴いた。

佐藤先生は朝食を摂りながら「ぜひとも来期に九州支部を設立しよう。どんな助力もおしまない。」との熱い思いを語られた。

この一語は、漠然たる支部設立の雰囲気しか持たなかった私に支部設立構想のパノラマを眼前にドーンと展開されたような衝撃であった。

この時に「よーしやるか」という気になったのである。

おそらく、次年度（平成16年度）の正副会長会の思いを次年度佐藤総括が口火を切って言渡されたものと忖度している。

3. その後の展開は、ご存知のように平成16年度の木下会長、吉田稔担当副会長を中心に実務的なステップを一段一段積み上げていくことになる。

まずは、九州部会内に九州支部設立のためのワーキンググループを設立して九州部会員の気持の統一を図る準備が行われた。

しかし、これは当然本会の活動の一環であるため、九州支部設立準備委員会として正式に立上げてもらい、本会の委員会活動として設立準備を進めることになった。

そして、この委員長人選について、私は正副会長会

に「平野一幸」弁理士を強く推選した。

平野先生の日常業務の煩忙性をわきまえているにも不拘、将来を鑑みてどうしても平野先生に準備委員会委員長に就任していただきたかった。

理由は、九州圏内にも30代、40代の年齢の弁理士が増加したことに加え、現在の九州部会の運営もほとんどこの世代で進んでいることを考え、この状況を束ねるには、同世代で弁理士歴も15年以上のベテランの平野先生以外に居ないという信念からであった。

九州部会内はもちろん本会にも全くの異存がなく極めて円滑に人選が策定され、その後は平野先生の手腕により予想通りち密な戦略と人の和を計って着々と支部化の準備が進められた。

4. ところが、平成16年夏期頃になって予期しない問題が勃発した。

九州部会員の中で特に地方在住の一部会員から支部化反対ののろしが上ったのである。

支部化反対の要望書が正副会長会に直訴の形で提出された。

支部設立に際して地方会員の反対が一定数以上にな

ると弁理士法規上設立は困難となる。

反対の理由には、地方会員特有の特許事務所経営にかかわる問題が含まれており、加えて非常にデリケートな感情論も混って話合いや説得は困難を極めた。

しかし、数回の九州部会全体会議によって、今後九州支部が反対理由の骨子を解決すべく努力をすることで了解を得た。

これはまさに会員同士及び会員と支部との信頼関係でしか解決できない問題であると思うし、互いに信頼できるような自己研鑽を積んでいくことが必要であろう。

何はともあれ、平成16年3月の臨時総会において九州支部設立の総会承認がなされると共に、法規も一部改正され現行法をベースにした九州支部設立が現実に可能となった。

後は支部設置会議をつつがなく完了して「九州支部」が全国の地区部会に先がけて設立されることをただただ心待ちにするのみである。(本稿が掲載される頃には、九州支部は現実にスタートしていることであろうから、本稿は九州支部設立回顧録として傍読していただくことになるであろう。)

(原稿受領 2005.4.28)